

香川県報



第94号
平成18年

11月28日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示	障害者自立支援法の規定による事業所の名称の変更の届出 （障害福祉課）	一
告示	海岸保全区域の指定（二件） （水産課）	二
告示	道路の供用開始（二件） （道路課）	三
公告	建設業法の規定による建設業者の監督処分 （土木監理課）	四
教育委員会告示	平成十九年度における香川県立学校の生徒及び幼児の定員	
正誤	平成十八年七月十四日（香川県報号外二）香川県規則第六十五号中訂正	八

告示

香川県告示第六百七十五号
障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から当該指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成十八年十一月二十八日

香川県知事 真鍋武紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	変更年月日	サービスの種類
---------	-------------	--------------------	-------	---------

三七一三八〇 五〇二〇	（変更前） 竜雲少年農場指定 短期入所事業所 （変更後） 竜雲少年農場短期 入所事業所 綾歌郡綾川町粉所 東萩谷三三三九番 地	社会福祉法人竜雲 学園 高松市仏生山町甲 三二二五	平成十八年 十一月一日	短期入所
三七一三〇〇 〇〇四三	（変更前） 竜雲少年農場指定 共同援助事業所 （変更後） グループホーム竜 雲 高松市仏生山町甲 三二〇八番地九	社会福祉法人竜雲 学園 高松市仏生山町甲 三二二五	平成十八年 十一月一日	共同生活援助

香川県告示第六百七十六号
海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成十八年十一月二十八日

香川県知事 真鍋武紀

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海岸	保全区	区域
讃岐阿波沿岸	庵治漁港	庵治漁港海岸	一 指定場所 高松市庵治町字浜、谷 荒浜地先	全区	区域
			二 指定区域 基点一から基点二、基点三、基点四、基点五、基点六、基点七、基点八、基点九、基点一〇、基点一一、基点一二、基点一三、基点一四、基点一五、基点一六、基点一七、基点一八、基点一九、基点二〇、補助点七、補助点六、補助点五、補助点四、補助点三、補助点二、補助点一、基点一を順次に結んだ線により囲まれた区域		
			三 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角と		

- する。)
- 基点一 高松市庵治町字浜六三九三番一〇地内の標杭
 - 基点二 基点一から一九三度〇〇分、四七・〇メートルの地点
 - 基点三 基点二から一〇〇度〇〇分、九〇・〇メートルの地点
 - 基点四 基点三から一度〇〇分、一三七・〇メートルの地点
 - 基点五 基点四から二八〇度〇〇分、二四・〇メートルの地点
 - 基点六 基点五から二度〇〇分、一一六・〇メートルの地点
 - 基点七 基点六から七七度〇〇分、二四・〇メートルの地点
 - 基点八 基点七から三四四度〇〇分、一四五・〇メートルの地点
 - 基点九 基点八から二五七度〇〇分、六〇・〇メートルの地点
 - 基点一〇 基点九から三四四度〇〇分、一八二・〇メートルの地点
 - 基点一一 基点一〇から七〇度〇〇分、三一・〇メートルの地点
 - 基点一二 基点一一から三四五度〇〇分、八九・〇メートルの地点
 - 基点一三 基点一二から二四五度〇〇分、七一・〇メートルの地点
 - 基点一四 基点一三から三三〇度〇〇分、七〇・〇メートルの地点
 - 基点一五 基点一四から三三五度〇〇分、八〇・〇メートルの地点
 - 基点一六 基点一五から二二〇度〇〇分、三七・〇メートルの地点
 - 基点一七 基点一六から二四三度〇〇分、一七・〇メートルの地点
 - 基点一八 基点一七から二六八度〇〇分、三七・〇メートルの地点
 - 基点一九 基点一八から二二四度〇〇分、五二・〇メートルの地点

- 基点二〇 基点一九から二六六度〇〇分、一〇一・〇メートルの地点
- 補助点一 基点一から一〇〇度〇〇分、四六・〇メートルの地点
- 補助点二 基点八から二二〇度〇〇分、九〇・〇メートルの地点
- 補助点三 基点九から二〇八度〇〇分、七二・〇メートルの地点
- 補助点四 基点一〇から二八五度〇〇分、五七・〇メートルの地点
- 補助点五 基点一六から一八二度〇〇分、一〇五・〇メートルの地点
- 補助点六 基点一九から一四七度〇〇分、三四・〇メートルの地点
- 補助点七 基点二〇から一七六度〇〇分、三〇・〇メートルの地点

香川県告示第六百七十七号
 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

昭和四十九年香川県告示第三百六十七号（海岸保全区域の指定）は、廃止する。
 平成十八年十一月二十八日
 香川県知事 真 鍋 武 紀

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
讃岐阿波沿岸	高松漁港	高松漁港海岸	一 指定場所 高松市瀬戸内町、浜ノ町 二 指定区域 基点一から基点二、基点三、基点四、基点五、基点六、基点七、基点八、基点九、基点一〇、基点一一、基点一二、基点一三、基点一四、基点一五、基点一六、基点一七を順次に結んだ線、基点一七と漁港区域の水域円弧に沿い補助点一〇を結んだ線、補助点一〇から補助点九、補助点八、補助点七、補助点六、補助点五、補助点四、補助点三、補助点二、補助点一を順次に結んだ線及び基点一と漁港区域の水域円弧に沿い補助点一を結んだ線により囲まれた区

域

三 基点及び補助点の表示(角度の表示は、方向角とする。)

- 基点一 高松市瀬戸内町五〇九番一地内の標杭
- 基点二 基点一から二〇度〇〇分、一三・〇メートルの地点
- 基点三 基点二から一〇五度〇〇分、三五八・〇メートルの地点
- 基点四 基点三から一九六度〇〇分、二八四・〇メートルの地点
- 基点五 基点四から一四〇度〇〇分、九七・〇メートルの地点
- 基点六 基点五から三三〇度〇〇分、六六・〇メートルの地点
- 基点七 基点六から三二〇度〇〇分、八四・〇メートルの地点
- 基点八 基点七から二七三度〇〇分、二〇五・〇メートルの地点
- 基点九 基点八から一八二度〇〇分、一八三・〇メートルの地点
- 基点一〇 基点九から九三度〇〇分、三七二・〇メートルの地点
- 基点一一 基点一〇から八二度〇〇分、四四五・〇メートルの地点
- 基点一二 基点一一から三四四度〇〇分、一七四・〇メートルの地点
- 基点一三 基点一二から二六八度〇〇分、二九〇・〇メートルの地点
- 基点一四 基点一三から三三一度〇〇分、八九・〇メートルの地点
- 基点一五 基点一四から一四度〇〇分、一七六・〇メートルの地点
- 基点一六 基点一五から八八度〇〇分、五二・〇メートルの地点
- 基点一七 基点一六から一四度〇〇分、五・〇メートルの地点
- 補助点一 基点一から二〇度〇〇分、三九・〇メートルの地点
- 補助点二 基点三から六〇度〇〇分、七二・〇メートルの地点

- 補助点三 基点四から七九度〇〇分、五七・〇メートルの地点
- 補助点四 基点一〇から五七度〇〇分、一一八・〇メートルの地点
- 補助点五 基点一一から三二二度〇〇分、七五・〇メートルの地点
- 補助点六 基点一二から一六度〇〇分、六三・〇メートルの地点
- 補助点七 基点一三から二二〇度〇〇分、五八・〇メートルの地点
- 補助点八 基点一四から二六二度〇〇分、五四・〇メートルの地点
- 補助点九 基点一五から三三二度〇〇分、六二・〇メートルの地点
- 補助点一〇 基点一七から八度〇〇分、四六・〇メートルの地点

香川県告示第六百七十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十一月二十八日から同年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道(一般)
- 二 路 線 名 百九十三号
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市塩江町安原上東字中下所二二六二番 三地先から	一四・二	八〇	平成十八年 香川県告示 第三百四十 号で変更し た区域
高松市塩江町安原上東字中下所二二四五番 一地先まで	三三・二		

四 供用開始の期日 平成十八年十一月二十八日

香川県告示第六百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十一月二十八日から同年十二月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路 線 名 東谷岩崎線（百六十五号）

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市香川町川東上字下芦脇五五〇番七地 先から	八・〇	一〇五	平成十七年 香川県告示 第八百号で 変更した区 域の一部
高松市香川町川東上字林ノ内一〇二五番五 地先まで	一五・八		

四 供用開始の期日 平成十八年十一月二十八日

公 告

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条の五第一項の規定により、建設業者の監督処分について、次のとおり公告する。

平成十八年十一月二十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 処分をした年月日

平成十八年十一月二十一日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びにその者の建設業法第三条の規定に基づく許可番号

1 商号

株式会社横田産業

2 主たる営業所の所在地

三豊市三野町大見甲一二二七番地

3 代表者の氏名

横田 照市

4 許可番号

香川県知事許可（般 十四 特 十五）第三三三八号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定に基づき、平成十八年十二月六日から同月八日まで
の三日間、建設業の営業の停止を命ずる。

四 処分の原因となった事実

株式会社横田産業及び同社の代表取締役は、同社の業務に関し、法定の除外事由がないのに、平成十八年二月十七日、三豊市三野町の家屋解体現場において、工作物の除去に伴って生じた木くずの産業廃棄物を焼却したとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）違反により、平成十八年七月十一日に観音寺簡易裁判所から、それぞれ罰金二十五万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第二十八条第一項第三号に該当する。

教育委員会告示

香川県教育委員会告示第八号

平成十九年度における香川県立学校の生徒及び幼児の定員を次のように定めたので、告示する。

平成十八年十一月二十八日

香 川 県 教 育 委 員 会

第1 中学校

学 校 名	生徒の定員			
	第1学年	第2学年	第3学年	計
香川県立高松北中学校	120	120	120	360
香川県立高瀬のそみが丘中学校	80	80	80	240

第2 高等学校

1 全日制の課程

学 校 名	学 科 名	生徒の定員			
		第1学年	第2学年	第3学年	計
香川県立小豆島高等学校	普通科	124	124	124	372
香川県立土庄高等学校	普通科	160	148	180	488
香川県立三本松高等学校	普通科	156	187	175	518
	理数科	35	35	35	105
香川県立石田高等学校	生産経済科	35	35	35	105
	園芸デザイン科	35	35	35	105
	農業土木科	35	35	35	105
	家政科	30	30	30	90
香川県立志度高等学校	電子機械科	35	35	35	105
	情報科学科	35	35	35	105
	商業科	70	80	80	230
香川県立津田高等学校	普通科	140	160	160	460
香川県立三木高等学校	文理科	70	70	70	210
	総合学科	80	80	80	240
香川県立高松高等学校	普通科	320	320	320	960
香川県立高松工芸高等学校	機械科	40	40	40	120

電子機械科	40	40	40	40	40
電気科	40	40	40	40	120
工業化学科	40	40	40	40	120
建築科	40	40	40	40	120
デザイン科	30	30	30	30	90
工芸科	70	70	70	70	210
美術科	25	25	25	25	75
香川県立高松商業高等学校	商業科	200	200	200	600
情報処理科	70	70	70	70	210
英語実務科	40	40	40	40	120
香川県立高松東高等学校	普通科	240	240	280	760
香川県立高松南高等学校	普通科	120	160	160	440
環境科学科	40	40	40	40	120
家政科	60	60	70	70	190
看護科	35	35	35	35	105
香川県立高松西高等学校	普通科	280	280	280	840
香川県立高松北高等学校	普通科	240	240	240	720
香川県立香川中央高等学校	普通科	275	275	275	825
香川県立高松桜井高等学校	普通科	240	240	240	720
香川県立農業経営高等学校	農業生産科	120	120	120	360
	環境園芸科				
	動物科学科				
食農科学科					
香川県立坂出商業高等学校	商業科	105	105	105	315
情報処理科	30	30	30	30	90
情報技術科	30	30	30	30	90
香川県立坂出高等学校	普通科	240	280	280	800
音楽科	25	30	30	30	85
香川県立坂出工業高等学校	機械科	35	35	35	105
	電気科	35	35	35	105
	化学工学科	35	35	35	105
	化学工学科	35	35	35	105

	建築科	35	35	35	105
香川県立丸亀高等学校	普通科	280	280	280	840
香川県立飯山高等学校	看護科 総合学科	35 160	35 160	35 160	105 480
香川県立丸亀城西高等学校	普通科	195	195	200	590
香川県立普通寺第一高等学校	普通科 デザイン科	200 35	200	200	600 35
香川県立普通寺西高等学校	デザイン科 生活文化科		35 60	35 60	70 120
香川県立琴平高等学校	普通科	210	210	210	630
香川県立多度津工業高等学校	機械科 電気科 土木科 建築科		35 35 35 35	35 35 35 35	70 70 70 70
香川県立多度津水産高等学校	海洋技術科 海洋生産科 海洋工学科		30 30 30	30 30 30	60 60 60
香川県立多度津高等学校	機械科 電気科 土木科 建築科 海洋技術科 海洋生産科	35 35 35 35 30 30	35 35 35 35 30 30	35 35 35 35 30 30	35 35 35 35 30 30
香川県立笠田高等学校	生産経済科 園芸科 農産科 植物科学科 食品科学科 家政科	30 30 30 30 30	35 35 35 35 35	35 35 35 35 35	35 35 65 65 100 95
香川県立高瀬高等学校	普通科	160	160	160	480
香川県立観音寺第一高等学校	普通科	280	280	280	840

備考 香川県立農業経営高等学校の生徒の定員は、農業生産科、環境園芸科、動物科学科及び食農科学科にそれぞれ区分して定めたい。

2 定時制の課程

学 校 名	学 科 名	生 徒 の 定 員				計
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
香川県立小豆島高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立土庄高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立三本松高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立志度高等学校	商業科	40	40	40	40	160
香川県立三木高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立高松高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立高松工芸高等学校	機械科 建築科 インテリア科	40 40 40	40 40 40	40 40 40	40 40 40	160 160 160
香川県立高松商業高等学校	商業科	40	40	40	40	160
香川県立坂出工業高等学校	機械科 電気科	40 40	40 40	40 40	40 40	160 160

香川県立丸亀高等学校	普通科	40	40	40	40	160
香川県立善通寺西高等学校	普通科			40	40	80
香川県立多度津工業高等学校	機械科 電気科		40	40	40	120
香川県立多度津高等学校	機械科 電気科	40	40			40
香川県立観音寺第一高等学校	普通科	40	40	40	40	160

3 通信制の課程

学 校 名	学 科 名	生徒の定員
香川県立高松高等学校	普通科	500
香川県立丸亀高等学校	普通科	500

4 専攻科

学 校 名	学 科 名	生徒の定員		
		第1学年	第2学年	計
香川県立高松南高等学校	看護科	35	35	70
香川県立飯山高等学校	看護科	35	35	70
香川県立多度津水産高等学校	漁業科 機関科	10	10	20

備考 香川県立多度津水産高等学校の生徒の定員は、漁業科及び機関科に区分して定め
ない。

第3 特別支援学校

1 高等部

学 校 名	学 科 名	生徒の定員
-------	-------	-------

香川県立盲学校	普通科 保健医療科	27 24
---------	--------------	----------

香川県立聾学校	普通科 理容科	27
---------	------------	----

香川県立香川東部養護学校	普通科	56
--------------	-----	----

香川県立香川中部養護学校	普通科	138
--------------	-----	-----

香川県立高松養護学校	普通科 工芸科	27 50
------------	------------	----------

香川県立香川丸亀養護学校	普通科	66
--------------	-----	----

香川県立善通寺養護学校	普通科	66
-------------	-----	----

香川県立香川西部養護学校	普通科	55
--------------	-----	----

備考 香川県立聾学校の生徒の定員は、普通科及び理容科に区分して定め
ない。

2 高等部専攻科

学 校 名	学 科 名	生徒の定員
香川県立盲学校	医療科	24
香川県立聾学校	産業工芸科 被服科 理容科	8

備考 香川県立聾学校の生徒の定員は、産業工芸科、被服科及び理容科に区分して定め
ない。

3 幼稚部

学 校 名	幼児の定員
香川県立盲学校	5
香川県立聾学校	15
香川県立香川中部養護学校	15

正 誤

平成十八年七月十四日(香川県報号外二)香川県規則第六十五号中訂正

ページ	下段	
正	誤	
同表備考中「三時間」を「四時間十分」に、	同表備考中	

平成十八年十一月二十八日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)